

社会医療法人 昌林会

たばこ対策取組宣言

1. 受動喫煙の防止に努めます。

- ①受動喫煙防止に向け、法人の各事業所にポスターを掲示し、職員・患者様・利用者様等に啓発します。
- ②喫煙者は喫煙マナーを守り、受動喫煙防止に努めます。

2. 喫煙者には禁煙を推奨します。

- ①禁煙を希望する方に対し、禁煙に関する情報提供をおこないます。

3. 未成年者や若い世代の喫煙防止を推奨します。

- ①喫煙による健康被害の影響等について、ポスター掲示等により周知し、喫煙防止を啓発します。

令和元年6月11日

社会医療法人 昌林会
理事長 杉原 建

